

平成19年 No.38

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

改正理由

選考委員会の構成において、分野から選出される教授以外に准教授にも委員の資格を与えられるよう、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成19年 5 月 9 日 教育研究評議会 審議承認

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成19年 5 月10日

東京学芸大学長

鷺 山 恭 彦

平成19年規程第23号

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部を改正する規程

東京学芸大学客員教授等選考規程（平成 9 年規程第 5 号）の一部について，別紙
新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学客員教授等選考規程の一部改正について

改正理由：選考委員会の構成において、分野から選出される教授以外に准教授にも委員の資格を与えられるよう、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 3 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 副学長 (2) 学系長 (3) 学系選出の教育研究評議会評議員 2名 <u>4 第1項第2号の規定にかかわらず、当該分野に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、准教授をもって委員とすることができる。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成19年5月10日から施行する。</u>	〔省略〕 (選考委員会の構成) 第6条 各学系の選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 当該学系長 (2) 当該分野の教授 1名 (3) 当該学系に所属する教授 6名 2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 総合教育科学系長 (2) 当該施設・センターの長 (3) 当該施設・センターの運営委員会委員である教授 6名 3 本学の教育研究に資するため、各界における優れた業績や見識を有する者として学長が推薦したものに係る選考委員会は、次の各号に定める委員をもって組織する。 (1) 副学長 (2) 学系長 (3) 学系選出の教育研究評議会評議員 2名